

保護者 各位

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美  
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の発令に伴う登園自粛要請の終了及び保育料等の減免措置の  
終了について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス拡大防止対策にご協力いただき重ねて感謝申し上げます。

このたび9月30日をもって国の緊急事態宣言が解除されることとなり、期間中における登園自粛へのご協力に伴う保育料等の減免措置は終了させていただきます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症感染対策を徹底し、保育サービスの継続に努めてまいりますので、保護者様におかれましても、可能な範囲での家庭保育について、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、9月13日から9月30日までの登園自粛へのご協力に伴う保育料、副食費の返還につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 保育料（3歳未満児）の減免について

9月分の保育料の減免については、各施設に登園日数を確認のうえ、減免額を決定いたします。

保育料を口座振替により納付いただいている方に対しては、通知のうえ振替口座に返還いたします。納付書にて納付いただいている方は、別途お送りする口座振込依頼書の受領後、返還手続きをさせていただきます。

※小規模保育事業（駅チカあっとほ一む）の保育料については、減免の決定通知は市から送付させていただきますが、返還等は各施設にて行います。

2 副食費（3歳以上児）の減免について

公立保育園の9月分副食費の減免については、各施設に登園日数を確認のうえ、減免額を決定いたします。

副食費を口座振替により納付いただいている方に対しては、通知のうえ振替口座に返還いたします。納付書にて納付いただいている方は、別途お送りする口座振込依頼書の受領後、返還手続きをさせていただきます。

なお、民間保育所の副食費の減免については、ご利用されている施設にご確認ください。

※このお知らせは、鎌ヶ谷市にお住まいの保護者様向けのものです。

鎌ヶ谷市外にお住まいの方は、お住まいの自治体までお問い合わせください。

問い合わせ先

鎌ヶ谷市幼児保育課 幼児保育支援係

TEL 047-445-1363